

# 令和6年度 物価高騰生活支援給付金（新たに住民税非課税の世帯・新たに住民税均等割のみ課税世帯）について

デフレ完全脱却のための総合経済対策における新たな物価高騰対策として、令和6年度において、新たに住民税非課税世帯・新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付します。また、それらの対象世帯のうち、18歳以下の子どもがいる世帯に対して、子ども一人当たり5万円を追加給付します。

## 対象世帯や給付方法

	【1】新たに住民税非課税世帯	【2】新たに住民税均等割のみ課税世帯
基 準 日	令和6年6月3日時点で藤里町に住民登録がある世帯	
対 象 者	世帯全員が ・令和6年度住民税非課税の世帯	世帯全員が ・令和6年度住民税均等割のみ課税の世帯 ・令和6年度住民税均等割のみ課税の方と 住民税非課税の方の世帯
支 給 額	1世帯当たり10万円	
申請方法	給付対象世帯へ藤里町から確認書を送付します。 ※令和6年7月上旬予定	
申請期間	令和6年7月上旬から8月中旬を予定	

こども加算額について（上記対象者で18歳以下のこどもを扶養している世帯）	
対象世帯	【1】【2】の給付金を受給した世帯のうち、18歳以下のこどもを扶養している世帯（18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童）
支 給 額	こども一人当たり5万円
申請方法	上記同様に給付対象世帯へ藤里町から確認書を送付します。

注：下記給付金を受給した世帯は対象外です。

【電力・ガス食料品等価格高騰生活支援給付金】（住民税非課税世帯の7万円）

【物価高騰生活支援給付金】（住民税均等割のみ課税世帯の10万円）

※上記給付金未申請・受給辞退された世帯も含みます。

※世帯全員が令和6年度の住民税均等割が課税されている方の扶養親族になっている場合。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課町民福祉係 ☎ 79-2113（担当：石岡）